

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成31年3月5日（火）午後1時26分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員 5番 吉 川 敏 彦
 6番 上 田 幸 子

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	梶 原 哲 郎
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	高 橋 華 寿 紀

6. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可)

議案第2号 非農地証明交付願について(非農地証明)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転)

報告第1号 農地の一時使用について(農地の一時使用)

報告第2号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借合意解約)

7. 会議の経過

(事務局長)

ご案内をしておりました時間よりも若干早いですが、皆さんお揃いになりましたので始めさせていただきます。それでは、平成31年第3回久御山町農業委員会定例総会をはじめさせていただきます。

それでは本日の出席委員ですが、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 5件
- 非農地証明交付願について(非農地証明)
1件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 9件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転) 1件
- 農地の一時使用について(農地の一時使用) 1件
- 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借合意解約) 1件

それではまず、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。5番の吉川委員、6番の上田委員。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の議案書に基づき、審議を進めてまいりたいと思います。

(会長)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。
受付番号3について、事務局より説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる2月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

3番 山本委員

5番 吉川委員

8番 内田裕夫委員

10番 西村職務代理者

19番 茨木委員

20番 林吉一委員

事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号3につきましては議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

また別添でお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書1ページのほうもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

失礼します。議案第1号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題なく使用されておりますので、問題のないものと思われま

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号3の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございますか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号3に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号4について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号4につきましては議案書2ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

またこちらにつきましても、別添でお付けしております農地法第3条調書2ページのほうもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。

(●●委員)

それでは続きまして、議案第1号受付番号4の議案につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきましても、特に問題ないように思われます。

(会長)

議案第1号受付番号4の説明と報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号4に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号5について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号5につきましては議案書3ページから5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、議案書の4ページ目につきましては、譲受人の譲受る持分の割合が記載されております。また5ページにつきましては、譲受人の年齢のほうを記載しております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。

こちらにつきましても、農地法第3条調書3ページのほうをご覧くださいになり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

それでは、議案第1号受付番号5の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件につきましても、特に問題ないように思われますので、よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号5の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号5に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号6と受付番号7につきましては、関連する内容でもございますので、まとめて審議をいたしたいと思っております。まとめて事務局より説明願います。

(事務局)

議案第1号受付番号6と受付番号7につきましては、農地の交換の案件でございます。

議案第1号受付番号6につきましては議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

また、議案第1号受付番号7につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

こちらにつきましても、農地法第3条調書4ページと5ページのほうをご覧ください。審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を引き続き、よろしく申し上げます。

(●●委員)

続きまして、議案第1号受付番号6及び7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件の該当地につきましても、特に問題ないように思われます。

(会長)

議案第1号受付番号6と受付番号7の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

等価交換ですね。受付番号6と受付番号7の交換でございますが、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号6と受付番号7に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

それでは資料の8ページに移りたいと思います。議案第2号非農地証明交付願についてを議題といたします。

受付番号1につきまして、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号1につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。非農地証明につきましては、追加の資料といたしまして、本日、資料Aと右肩に書かれた資料のほうをお配りさせていただいております。こちらのほうを見ていただきまして、説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。まず、資料のAでございます。非農地証明につきましては、登記簿上が田んぼなり畑のような状態の時に、その土地が、農地性が失われているというようなものに対し

(事務局)

て、発行するものになっております。非農地証明の発行基準、交付基準につきましては、この昭和52年8月11日付けの通知に基づいて、これまで発行しておるといふことをごさいますして、この通知、下線部でございませけれども、1番、証明書の交付基準についてというのが下のほうにございませして、今回、該当するであろうものがカッコの2、人為的に無断転用された土地であつて、かつその転用行為が農地法施行日、昭和27年10月21日前になされていたもの。このような条件に該当する場合に、農地性が失われているといふことで、非農地証明が発行できるというふうな基準になつておるところでございませ。こちらにつきましては、3枚目の紙になつております。3枚目の紙をご覧いただきませして、参考の航空写真を付けさせていただいております。3ページ目、上の写真につきましては、直近の航空写真で、字がちょっと切れておるすけれども、平成29年9月現在の写真でございませ。中央部の赤で囲つておる所が当該地でございませ。下の少し茶色がかつた地図でございませけれども、こちらの航空写真につきましては、昭和15年8月の航空写真となつております。この写真を確認いただきませして、議案書のほうに戻つていただきませけれども、議案書の備考欄に書かれていませとおる、申請者によりませすと、農地法施行以前より居宅敷地として利用されておつたといふことで、非農地証明を交付していただきといふふうな申請がございませした。委員の皆さまにおかれませしては、これで問題ないかをご判断いただきませして、審議のほうをお願いしたいと思つておるす。

なお、所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の5ページでございませ。

それでは会長よろしくお願ひします。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員) 議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われま

(会長) ただ今、議案第2号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

非農地証明でございます。ただ今事務局より、追加の説明がございました。何か、合わせてご質問等ございませんか。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1について、非農地として証明書を交付することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、非農地として証明書の交付をいたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

受付番号8について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第3号受付番号8につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。上2枚の写真でございます。

(事務局)

利用権の設定につきましては、本日9件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号8の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、利用権の設定、よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号8について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号9につきましては、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づきまして議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いをいたします。関係議案終了後に入室、また着席をお願いするものでございます。

(●●委員 午後1時43分 退席)

(会長)

それでは受付番号9について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号9につきましてもは議案書10ページをご覧ください。こちら、議案書下にございます耕作面積、経営面積0となっておりますとおり、新規就農者でございます。この方につきましてもは、●●●であります●●委員のほうから、1年程度の農業に関する指導を受けておったとうかがっておるところでございます。また、農機具につきましてもは、水耕栽培をされるようであり、水耕栽培施設ごと貸し借りをなされるというふうとうかがっておるところでございます。

所在地につきましてもは、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

それでは会長よろしくお願ひします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひをいたします。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号9の案件につきましてもは、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第3号受付番号9の説明と報告が終わりました。この件につきましてもは、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号9について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願ひいたします。

(会長) 挙手多数。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後 1 時 4 6 分 入室)

(会長) ●●委員が入室していただいたところで、次にいきたいと思います。続きまして、受付番号 1 0 について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第 3 号受付番号 1 0 につきましては議案書 1 1 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 8 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●●●委員) 議案第 3 号受付番号 1 0 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長) ただ今、議案第 3 号受付番号 1 0 の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 1 0 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号 1 1 について、まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第 3 号受付番号 1 1 につきましては議案書 1 2 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 9 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第 3 号受付番号 1 1 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 1 1 の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 1 1 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) それでは続きまして、受付番号12について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第3号受付番号12につきましては議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。上2枚の写真となっております。いちばん東側のハウス1棟の貸し借りでございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いたいします。

(●●●●委員) 議案第3号受付番号12の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 議案第3号受付番号12の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

引き続き、利用権の設定の案件でございます。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号12について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) 続きまして受付番号 1 3 につきまして、事務局より説明願います。

(事務局) 議案第 3 号受付番号 1 3 につきましては議案書 1 4 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 1 ページをご覧ください。西側から 2 つ目のハウス 1 棟の貸し借りでございます。

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、続きまして現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●●●委員) 議案第 3 号受付番号 1 3 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) ただ今、議案第 3 号受付番号 1 3 の説明と報告が終わりました。この件について、特にご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 1 3 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号 1 4 につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号14につきましては議案書15ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページに戻ります。6ページの下側の2枚の写真でございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号14の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号14の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号14について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号15について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号15につきましては議案書16ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、飛びまして12ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号15の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われ
れます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号15の説明と報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はご
ざいませんか。

引き続き利用権の設定でございます。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないよう
でございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号15について、可とすることに賛成の委員さんの挙手
をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号16について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号16につきましては議案書17ページをご覧ください。内容につきましては記載のと
おりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。10ページ、下側2枚
の写真でございます。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を引き続きまして内田委員、よろしく願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号16の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号16の説明と報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号16について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、続きまして議案第4号に入りたいと思います。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、今度は所有権移転を議題といたします。

それでは受付番号2について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号2につきましては議案書18ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、京都府農業会議から●●●さんのほうに所有権の移転がなされる内容となっております。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページをご覧ください。

所有権移転につきましては、本日1件でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地について、特に問題のないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号2の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

今度は所有権の移転でございます。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号2の可否について、可とすること賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、本日の審議の案件は全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

それでは、まず報告第1号農地の一時使用について受付番号1について、事務局より報告を願います。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、これで、本日予定をいたしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後2時1分 終了